

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

第52回通常総会開催報告

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部の第52回通常総会が、6月10日ホテル圓山荘において、長野労働基準部長を始め多数のご来賓をお招きし、盛大に開催されました。

当日は、トラック協会、交通共済等の総会も併せて行われ、限られた時間の中ではありましたが、提出議案はすべて承認されました。

なお、当日の出席者数は、会員総数493名のうち出席者59名、委任状提出232名でした。

長野県フォークリフト運転競技大会の開催

下記要綱により、第37回長野県フォークリフト運転競技大会を開催します。出場希望のある事業者は、各分会事務局まで申込み下さい。

なお、上位入賞者は9月25日（日）埼玉県トラック総合教育センターで行われる全国大会に出場できます。

第37回長野県フォークリフト運転競技大会実施要綱

1. 目 的

フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害の防止の推進に資することとする。

2. 日 時・場 所

日 時 平成28年9月3日(土) 9:30 ~
場 所 長野市大豆島4034
長野地域職業訓練センター

3. 競技種目・得点配分(1,000点満点)

学科(300点)・作業開始前点検(100点)・運転実技(600点)の3種目

(1)学科競技

- ①法規、②走行・荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法、③運転に必要な力学、としフォークリフト運転士テキストの中から50問の出題とする。
回答は正誤方式とし制限時間40分とする。

(2)作業開始前点検

競技者に不良箇所を発見、報告する方法とする。

制限時間は5分とし、4分経過時点で「1分前」の合図をする。

(3)運転実技

標準所要時間は5分とする。

4. 使用車種

点 検 最大荷重1.5トンのカウンタバランスフォークリフト(ガソリン・トルコン車)とする。

運転実技 最大荷重2.5トンのカウンタバランスフォークリフト(ディーゼル・トルコン車)とする。

5. 表 彰

1位～5位までの入賞者に、県支部長より表彰状及びトロフィーを授与する。

なお、出場選手全員に参加賞を贈呈します。

6. 出場選手の推薦及び資格等

(1) 分会別推薦数

長野分会	1名以上	佐久分会	1名以上
中野分会	1名以上	諏訪分会	1名以上
更埴分会	1名以上	上伊那分会	1名以上
上小分会	2名以上	下伊那分会	1名以上
中信分会	2名以上	大町分会	1名以上

(2) 推薦方法及び選手の資格

別紙「出場選手推薦書」により、

- ① 会員事業所の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。
- ② フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間(フォークリフト運転技能講習修了又は自動車免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間)人身事故を起こしたことがないこと。

7. 全国大会への派遣

第31回全国フォークリフト運転競技大会

優勝者を派遣する。

日 時 平成28年9月25日(日) 9時00分～16時00分

場 所 埼玉県トラック総合教育センター(埼玉県深谷市黒田2091-1)

8. 申込先及び申込期限

所属分会事務局へ8月2日(火)までに「推薦書」で申込みのこと。

第 3 7 回

長野県フォークリフト運転競技大会出場選手

推 薦 書

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 長 野 県 支 部 御中

 分会長

Ⓜ

次の者を当分会の出場選手として推薦いたします。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
選手の住所	
資格取得月日 修了証番号	昭和・平成 年 月 日 第 号
経験年数	年 月
無事故運転 証 明	<p>上記の選手は、勤務成績が優秀であり、かつ資格取得後1年以上経過し、フォークリフト又は自動車の運転により過去1年間（人身事故は過去3年間）事故を起こしたことがないことを証明します。</p> <p>証 明 者 住 所 〒 事業者名</p> <p>責任者氏名 Ⓜ</p>
	(注) 出場選手の勤務先からの最寄の駅名を記入願います。 (_____ 駅)

熱中症予防対策の重点的な実施について

平成28年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施につきまして、長野労働局より会員事業場への周知の協力依頼がありました。各職場での集中的な取組をお願いいたします。

基安発 0229 第 1 号
平成 28 年 2 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について

職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（別紙 1。以下「基本対策」という。）により示しているところであるが、平成 27 年の職場における熱中症による死亡者数（平成 28 年 1 月末時点速報値）は 32 人と例年より多く、特に建設業及び建設現場に付随して行う警備業（以下「建設業等」という。）を合わせた死亡者数は 19 人と、猛暑であった平成 22 年の死亡者数と同数である。

このため、平成 28 年は建設業等を熱中症予防対策の重点業種とすることとし、基本対策のうち、屋外作業を中心に特に留意すべき内容を下記のとおりまとめたので、関係事業場等に対する的確な指導等に遺漏なきを期されたい。また、建設業等以外の業種の事業場についても、管内状況に応じ、必要な指導等を図られたい。

なお、職場における熱中症による死傷災害の発生状況（平成 28 年 1 月末時点速報値）について、別紙 2 のとおり取りまとめたので、業務の参考とされたい。

また、関係団体に対しては別添のとおり要請を行ったので、了知されたい。

記

1 「第 1 WBG T 値（暑さ指数）の活用」関係

(1) 「1 WBG T 値等」関係

WBG T 測定器の設置以外に WBG T 値を求める方法として、環境省熱中症予防情報サイトで例年 5 月から 10 月頃までに公表されている WBG T 予測値・実況値を確認する方法があること。

また、当該サイトで、WBG T 値の公表と併せて提供される個人向けメールサービス（無料）も、必要に応じて活用すること。

(2) 「2 WBG T 値に係る留意事項」関係

黒球が付いていない測定器は、特に屋外でのWBGT値の測定精度が低いことが確認されているため、屋外で測定する場合には、黒球付きのWBGT測定器を使用すること。

また、直射日光が当たる場所、地面に敷かれた鉄板やコンクリート等からの照り返しがある場所、通風が悪い場所などでは、環境省熱中症予防情報サイトで公表されるWBGT予測値・実況値より実際のWBGT値が高くなるおそれがあるので、そのような作業場所で当該サイトの値を活用する場合には、安全側に評価するよう配慮すること。

なお、建設業労働災害防止協会において、建設現場における熱中症の危険度を簡単に判定できるフロー図が作成されており、同協会のホームページへの掲載が予定されているので、参考にすること。

(3) 「3 WBGT基準値に基づく評価等」関係

WBGT値の評価に当たっては、熱に順化している人より熱に順化していない人のWBGT基準値が低いことに留意すること。

2 「第2 熱中症予防対策」関係

(1) 「1 作業環境管理」関係

「(2) 休憩場所の整備等」関係

冷房等を備えた休憩場所を独自に設置できない場合であって、現場管理者等が設置する休憩場所を借用することとした場合は、その旨を労働者に明確に伝達し、必要な休憩が確実に取れるよう配慮すること。また、休憩場所を提供する現場管理者等においても、所属労働者に対し、休憩場所の利用を認めている旨を伝達するなど、休憩を取りやすい環境作りに配慮することが望ましいこと。

(2) 「2 作業管理」関係

① 「(1) 作業時間の短縮等」

WBGT基準値を大幅に超える場合は、原則作業を行わせないこと。

WBGT基準値を大幅に超える作業場所で、やむを得ず作業を行わせる場合には、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定するとともに、作業中は労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認すること。

② 「(2) 熱への順化関係」関係

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、高温多湿作業場所において労働者に作業を行わせる場合には、当該労働者の熱への順化の有無を確認すること。

③ 「(3) 水分及び塩分の摂取」関係

尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があること。

水分及び塩分の摂取については、労働者に呼びかけることに加え、労働者の摂取状況を確認する必要があること。また、便所に行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないように、労働者が便所に行きやすい職場環境の形成に努めること。

(3) 「3 健康管理」関係

① 「(1) 健康診断結果に基づく対応等」関係

高温多湿作業場所において作業を行っている、又は予定している場合には、その旨を意見聴取する医師等に伝え、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を有する労働者への配慮事項等についても意見を求めることが望ましいこと。

② 「(3) 労働者の健康状態の確認」関係

労働者が体調不良を訴えていなかったにもかかわらず、死亡に至った事例が確認されていることから、労働者の健康状態は、労働者の申出だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認すること。

③ 「(4) 身体の状態の確認」関係

高温多湿作業場所での作業が原因で、帰宅途中又は帰宅後に、死亡に至った事例が確認されていることから、労働者に高温多湿作業場所で作業を行わせた場合には、作業終了時に当該労働者の体温を測定し、必要に応じて、水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるように努め、平熱近くまで下がることが確認できるまでは、一人にしないことが望ましいこと。なお、作業終了時の体温が平熱より相当程度高かった場合には、病院等に搬送することが望ましいこと。

(4) 「4 労働衛生教育」関係

労働者に対する労働衛生教育が確実に実施されるよう、高温多湿作業場所における作業を管理する者に対しては、別表1に基づく労働衛生教育を行うこと。なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用すること。

また、労働者に対する労働衛生教育は継続的に行うことが望ましいことから、雇入れ時又は新規入場時教育等の中で別表2に示す内容について教育するとともに、日々の朝礼等の際にも、繰り返し教育することが望ましいこと。

なお、教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などが活用できること。

(5) 「5 救急処置」関係

① 「(1) 緊急連絡網の作成及び周知」関係

身体症状が急激に悪化し、死亡に至った事例が確認されていることか

ら、あらかじめ、緊急時に直ちに熱中症に対応できる近隣の病院、診療所の情報を把握しておくこと。

②「(2) 救急措置」関係

救急措置が円滑に実施されるよう、あらかじめ、救急措置の手順を作成し、関係者に周知すること。

身体を冷やす方法には、うちわ、扇風機等の風を当てること、脇の下、太腿の付け根等を保冷剤で冷やすこと等があること。

基本対策の表3の「熱中症の症状と分類」において、Ⅱ度に分類される症状が現れた場合には、病院等に搬送することが望ましく、Ⅲ度に分類される症状が現れた場合には、直ちに救急隊を要請すること。

症状が急激に悪化する場合に備え、熱中症を疑う症状がなくなる、又は病院等に搬送するまでは、可能な限り、当該労働者を一人にしないこと。

別表1

作業を管理する者向けの労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状態の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例 	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例 	15分

別表2

労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・<u>熱中症が発生する仕組みと症状</u>
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分及び塩分の摂取</u>、<u>服装</u>、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時の救急措置</u>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例

※ 下線部は日常教育事項

参 考

- 1 厚生労働省ホームページ（職場における労働衛生対策）
 PCサイト：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei02.html

- 2 環境省熱中症予防情報サイト
 PCサイト：<http://www.wbgt.env.go.jp>
 スマートフォンサイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>
 携帯サイト：<http://www.wbgt.env.go.jp/kt>

- 3 気象庁ホームページ
 - (1) 高温注意情報
 翌日又は当日の最高気温が概ね 35℃以上になることが予想される場合に、以下のサイトで発表。
 PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

 - (2) 高温に関する気象情報
 向こう1週間で最高気温が概ね 35℃以上になることが予想される場合に、数日前から以下のサイトで発表。
 PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/>

 - (3) 高温に関する異常天候早期警戒情報
 5日後から14日後にかけての7日間平均気温がかなり高くなることが予想される場合に、毎週月・木曜日に以下のサイトで発表。
 PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

 - (4) 1ヶ月予報及び3ヶ月予報
 毎週木曜日に1か月予報を、毎月25日頃に翌月以降の3か月予報を以下のサイトで発表。
 PCサイト：<http://www.jma.go.jp/jp/longfcst/>

 - (5) 気候系監視年報
 過去の気候系の特徴をまとめ、以下のサイトで発表。
 PCサイト：<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/diag/nenpo/index.html>